第 84 号議案

町の区域の設定及び町の区域の変更の件

次のとおり町の区域を新たに画し、町の区域を変更する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公有水面の埋立てに伴うもの

新たに画する土地	町
中央区新港町110番地及び111番地に接する無番地に存する	新港町
岸壁敷及び護岸敷の地先公有水面埋立地	
16,178.06平方メートル	

(議案参照図)

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決 を経る必要があるため。 (参 考)

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の 区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しよう とするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 [略]

新港町地先(中央区)町名区域設定図

